

計画専門委員会の公開等の取り扱いについて(案)

1 計画専門委員会の公開

計画専門委員会は公開とする。

ただし、個人生活に関する情報など、「目黒区情報公開条例」第7条に定める不開示情報に該当するおそれがあると認められる事項を取り扱うときは、委員長が計画専門委員会に諮り、非公開とすることができます。

2 資料の提供

傍聴する者に、計画専門委員会に係る資料を原則として提供する。

3 会議録

- (1) 会議録は要点筆記とし、発言者の個人名は記載しない。
- (2) 会議録は事務局が案を作成し、委員全員に写しを交付し確認を得て委員長が確定する。
- (3) 確定した会議録は公表する。ただし、非公開とした事項の会議録は公表しない。
- (4) 会議録作成の補助のため録音し、会議録が確定した後に消去する。
- (5) 会議録の管理は、事務局が行う。

以 上